

○神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の  
一部改正の概要

1 改正の趣旨

国が進めている合理的でシンプルかつわかりやすい食品表示制度に向けた食品表示の見直しの中で、令和7年3月28日に、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が改正され、調理冷凍食品に関する個別品目ごとの表示ルールが、令和8年4月1日より廃止されることになった。これを踏まえ、「神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和56年神奈川県告示第53号）」の取り扱いを検討し、調理冷凍食品の規定を見直すこととしたため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の表調理冷凍食品の項を削る。（資料1-2の2及び3）

国が調理冷凍食品に関する個別品目ごとの表示ルールを全廃したことにより、県独自の調理冷凍食品に関する個別品目ごとの表示ルールを廃止するもの。

(2) 神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正（平成3年神奈川県告示第61号）の前文ただし書を削る。

（資料1-2の4及び5）  
調理冷凍食品の規定を告示より削除することに伴う所要の改正

3 施行期日

令和8年4月1日より施行

4 経過措置

もう設けない。

## 5 かながわ県民意見反映手続の実施

2 (1) のみ令和7年11月7日から12月6日までの間、かながわ県民意見反映手続を実施する。

※2 (2) はかながわ県民意見反映手続要綱第4条第3項(8)アに該当するため、かながわ県民意見反映手続を実施しない。

【参考】かながわ県民意見反映手続要綱

(適用除外)

第4条 計画等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定は適用しない。

3 規則等の制定にあたって、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定は適用しない。

(8) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見募集手続を実施することを要しない軽微な変更として次に定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

ア 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

## 6 今後のスケジュール(想定)

令和7年

11月7日 「神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正(案)」のかながわ県民意見反映手続の募集期間開始

(県のたより11月号掲載済み、参考資料送付)

12月6日  
令和8年

かながわ県民意見反映手続の募集期間終了

1月下旬

「神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正」及び「神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正(平成3年神奈川県告示第61号)」の一部改正の公布

かながわ県民意見反映手続の結果公表

4月1日

「神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正」及び「神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正(平成3年神奈川県告示第61号)」の一部改正の施行

しりょう  
資料 1-2 の 2

かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう きていて じぎょうしゃ じゅんしゅ ひょうじきじゅん しょうわ ねん  
神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和56年

かながわけんこくじだい ごう いちらぶ つぎ かいせい れいわ ねん がつ にち じこう  
神奈川県告示第53号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

かながわけん ちじ くろいわ ゆうじ  
神奈川県知事 黒岩 祐治

ひょうちょうりれいとうしょくひん こう けず  
表調理冷凍食品の項を削る。

しんきゅうたいしょうひょう あん  
新旧対照表(案)かながわ県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準  
神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準

しん 新			きゅう 旧		
しょひん 商品	ひょうじじこう 表示事項	ひょうじ ほうほう 表示の方法	しょひん 商品	ひょうじじこう 表示事項	ひょうじ ほうほう 表示の方法
さくじょ (削除)			ちょうりいれいとうしょくひん 調理冷凍食品 (製造 し、又は加工した食品 を急速に凍結したも ので、包装されたもの に限る。ただし、食品 表示基準 (平成27年 内閣府令第10号) 別表 第3に規定する調理 冷凍食品を除く。)	げんざいりょう 原材料 配合割合 を商品名に 原材料の 一部の名称 が付された るものに限 る。)	げんざいりょう 原材料配合割合は、名称が付された 当該原材料の仕込み時の標準配合割合 をパーセントの単位で単位名を明記して 表示すること。ただし、標準配合割合を 表示することが困難なものにあつては、そ の表示を省略することができる。
りやく (略)	りやく (略)	りやく (略)			

かながわけんこくじだい ごう  
神奈川県告示第 1 号

かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう きてい じぎょうしゃ じゅんしゅ ひょうじきじゅん いちぶかいせい  
神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正

(平成 3 年神奈川県告示第61号) の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

かながわけんちじ くろいわ ゆうじ  
神奈川県知事 黒岩 祐治

ぜんぶん がき けず  
前文ただし書を削る。

しんきゅうたいしょうひょう あん  
新旧対照表 (案)

かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう きてい じぎょうしゃ じゅんしゅ ひょうじきじゅん いちぶかいせい へいせい ねんかながわけんこくじだい ごう  
神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正 (平成3年神奈川県告示第61号)

しん 新	きゅう 旧
<p>かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう きてい じぎょうしゃ じゅんしゅ ひょうじきじゅん 神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準 (昭和56年神奈川県告示第53号) の一部を次のように改正し、豆腐の項に係る 部分については平成4年1月1日から、その他の部分については平成3年7月1 日から施行する。</p>	<p>かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう きてい じぎょうしゃ じゅんしゅ ひょうじきじゅん 神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準 (昭和56年神奈川県告示第53号) の一部を次のように改正し、豆腐の項に係る 部分については平成4年1月1日から、その他の部分については平成3年7月1 日から施行する。ただし、調理冷凍食品に係る原材料名の表示の方法は、当の 間、香辛料として使用される原材料にあっては香辛料と表示することができ る。</p>

○神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和56年1月23日告示第53号）

神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準

昭和56年1月23日  
告示第53号

改正 昭和56年11月13日告示第936号  
昭和60年2月22日告示第135号  
昭和63年12月23日告示第1040号  
平成3年1月29日告示第61号  
平成9年1月31日告示第68号  
平成15年4月22日告示第389号  
平成23年3月29日告示第214号  
令和元年6月18日告示第80号

昭和58年5月17日告示第423号  
昭和61年7月25日告示第640号  
平成元年9月29日告示第831号  
平成4年3月27日告示第265号  
平成13年3月16日告示第159号  
平成17年3月8日告示第144号  
平成27年6月2日告示第312号

神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号）第10条の規定に基づき、商品等ごとに、  
その内容等の表示について事業者が遵守すべき基準を次のとおり定め、昭和56年7月1日から施行する。

商品	表示事項	表示の方法
かまぼこ類（板付き蒸し かまぼこ、蒸し焼きかま ぼこ又は蒸しかまぼこで あつて、包装されたもの に限る。ただし、次に掲 げるものを除く。） 1 魚肉（魚以外の水産 動物（鯨を除く。） の肉を含む。）に 食塩を加えたもの又 はこれに砂糖、でん 粉、強力増強剤、 保存料等を加えたもの を練りつぶしたもので あつて、脂肪含有率が 2%未満のもの (以下「練りつぶし 魚肉」という。)を 気密性、耐熱性、 耐水性、耐油性、熱 接着性等の性質を有 する合成樹脂の薄膜 (以下「フィルム」と いう。)で包装し、又 はフィルムでできた 筒状包装に充填した 後、加熱してたん白を 凝固させたもの 2 練りつぶし魚肉にチ ーズ、グリンピース、 わかめ、こんぶ等を加 えたものをフィルムで 包装し、又はフィルム でできた筒状包装に 充填した後、加熱し てたん白を凝固させた もの	原材料配合 割合（商品名 に原材料の 一部の名称が 付されたものに 限る。）	原材料配合割合は、名称が付された当該原材料 の仕込み時の標準配合割合をパーセントの単位で単 位名を明記して表示すること。

<p>調理冷凍食品（製造し、又は加工した食品を急速に凍結したもので、包装されたものに限る。ただし、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第3に規定する調理冷凍食品を除く。）</p>	<p>原材料配合割合（商品名に原材料の一部の名称が付されたものに限る。）</p>	<p>原材料配合割合は、名称が付された当該原材料の仕込み時の標準配合割合をパーセントの単位で単位名を明記して表示すること。ただし、標準配合割合を表示することが困難なものにあつては、その表示を省略することができる。</p>
<p>家庭用手袋（衣料品以外のもので、炊事、洗濯、掃除、園芸等家庭での各種作業に使用するゴム製又は合成樹脂製のものに限る。）</p>	<p>1 材料名 2 寸法 3 使用上の注意 4 事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号</p>	<p>1 材料名は、次の方法により表示すること。（1）使用されている材料名を天然ゴム、合成ゴム、塩化ビニール樹脂、ポリエチレン等と表示すること。 (2) 手袋の裏面に繊維類を用いている場合はその組成を表示し、特殊な加工をしている場合はその形状を表示すること。</p> <p>2 寸法は、手袋の全長及び手のひら部分の回りの長さを、センチメートルの単位で単位名を明記して表示すること。ただし、反復使用を予定して作られていないものにあつては、その表示を省略することができる。</p> <p>3 使用上の注意は、次の方法により表示すること。 (1) 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める器具の規格基準に適合しているもの以外のものにあつては、調理用には使えない旨の表示を行うこと。 (2) かゆみ、かぶれ、発疹（しん）等についての注意を、次のとおり表示すること。 「体質によつては、かゆみ、かぶれ、発疹（しん）などを起こすことがあります。異常を感じたら御使用をおやめください。」 (3) 油脂、薬品等による劣化、硬化等に対する注意を表示すること。 (4) その他使用や保管に当たつて必要な注意事項を表示すること。</p>

<p>パッド付救急ばんそうこう（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は医療機器に限る。）</p>	<p>1 滅菌済みの表示</p> <p>2 使用上の注意</p> <p>3 品質保持期限（又は使用期限）（滅菌済みの表示をするものに限る。）</p>	<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項又は第19条の2第1項の規定により滅菌済みとして承認を受けたものにあつては「滅菌済み医薬品」又は「滅菌済み医薬部外品」と、同法第23条の2の5第1項若しくは第23条の2の17第1項の規定により滅菌済みとして承認を受けたもの、同法第23条の2の12第1項の規定により滅菌済みとして届け出たもの又は同法第23条の2の23第1項の規定により滅菌済みとして認証を受けたものにあつては「滅菌済み医療機器」と表示すること。</p> <p>2 使用上の注意は、次の方法により表示すること。</p> <p>(1) パッド部分が濡れ、又は汚れたまま放置すべきでない旨を次の例に準じて表示すること。パッド部分が濡れ、又は汚れたまま放置すると傷の治りが悪くなりますので、貼り替えてください。</p> <p>(2) パッド部分に薬品を塗布してあるもので、他の薬品を同時に使用するとそれぞれの薬品の消毒効果が弱まる等好ましくないことがあるものにあつては、その旨を具体的に薬品の名称を明記した上で、次の例に準じて表示すること。</p> <p>ア 医薬品及び医薬部外品のばんそうこうの場合</p> <p>イ 医療機器のばんそうこうの場合</p> <p>(3) その他、製品の特性、使用目的等に合わせて、使用に当たつて必要な注意事項を表示すること。</p> <p>3 品質保持期限（又は使用期限）は、適正な方法で保存した場合にその品質特性を十分保持し得ると製造業者が認める期限を次のいずれかの例</p>
---	--	--

		<p>に準じて表示すること。</p> <p>(1) 品質保持期限 (又は使用期限) 平成3年 8月</p> <p>(2) 品質保持期限 (又は使用期限) 平成3. 8</p> <p>(3) 品質保持期限 (又は使用期限) 1991年 8月</p> <p>(4) 品質保持期限 (又は使用期限) 1991. 8 (又は'91. 8)</p>
--	--	---

**備考** 表示は、消費者が容易に識別できるように次により行うこと。

- (1) 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に明記すること。
- (2) 表示に用いる文字は、日本産業規格Z8305に規定する8ポイントの活字以上の大さで、地色と対照的な色とすること。

まえ ぶん しょう しょうわ ねん がつ にちこくじだい ごう  
前 文 (抄) (昭和56年11月13日告示第936号)

まえ ぶん しきう ちようりいとうしょくひん かか げんざいりょうめい ひょうじ ほうほう とうぶん かん  
前 文 (抄) (昭和57年5月1日から施行する。ただし、調理冷凍食品に係る原材料名の表示の方法は、当分の間、  
改正後の表の調理冷凍食品の項表示の方法の欄1(1)に定める香辛料として使用される原材料にあ  
つては香辛料と表示し、同欄1(2)に定める化学的合成品である添加物にあつては調味料として使用  
される添加物の用途のみを表示することができる。

まえ ぶん しょう しょうわ ねん がつ にちこくじだい ごう  
前 文 (抄) (昭和58年5月17日告示第423号)

まえ ぶん しきう ひょうじ どうらん さだ かがくべきごうせいひん てんかぶつ ちようみりょう しきう  
前 文 (抄) (昭和58年9月1日、もとに係る部分については同年10月1日  
から施行する。

まえ ぶん しきう しょうわ ねん がつ にちこくじだい ごう  
前 文 (抄) (昭和60年2月22日告示第135号)

まえ ぶん しきう ひょうじ どうらん さだ かがくべきごうせいひん てんかぶつ ちようみりょう しきう  
前 文 (抄) (昭和61年7月25日告示第640号)

まえ ぶん しきう ひょうじ どうらん さだ かがくべきごうせいひん てんかぶつ ちようみりょう しきう  
前 文 (抄) (昭和63年12月23日告示第1040号)

まえ ぶん しきう ひ しきう しょく こうおよ るい かか ぶぶん どうねん がつ にち しきう  
前 文 (抄) (昭和64年5月1日から施行する。ただし、食パンの項及びパン類の項に係る部分については昭和64年5月1日  
から、家庭用手袋の項に係る部分については同年12月1日から施行する。

まえ ぶん しきう へいせいがんねん がつ にちこくじだい ごう  
前 文 (抄) (平成元年9月29日告示第831号)

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ にち しきう  
前 文 (抄) (平成2年10月1日から施行する。

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ にちこくじだい ごう  
前 文 (抄) (平成3年1月29日告示第61号)

とうふ こう かか ぶぶん へいせい ねん がつ にち ぶぶん へいせい ねん がつ にち  
豆腐の項に係る部分については平成4年1月1日から、その他の部分については平成3年7月1日から  
しきう ちようりいとうしょくひん かか げんざいりょうめい ひょうじ ほうほう とうぶん かん こうしんりょう しきう  
施行する。ただし、調理冷凍食品に係る原材料名の表示の方法は、当分の間、香辛料として使用される  
げんざいりょう こうしんりょう ひょうじ  
原材料にあつては香辛料と表示することができる。

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ にちこくじだい ごう  
前 文 (抄) (平成4年3月27日告示第265号)

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ にち しきう  
前 文 (抄) (平成5年3月1日から施行する。

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ にちこくじだい ごう  
前 文 (抄) (平成9年1月31日告示第68号)

へいせい ねん がつ にち しきう あぶら あ か し およ あぶら ふ また と か し なら  
平成9年4月1日から施行する。ただし、油で揚げた菓子及び油を吹きつけ又は塗布した菓子並  
びに塩辛類については、賞味期限(品質保持期限)の表示に代えて製造年月日を表示できるものとし、  
じゅうとうふ とうふおよ なま るい へいせい ねん がつ にち せいかつだしどう ひょうじ  
充てん豆腐、豆腐及び生めん類については、平成11年3月31日までは、製造年月日を表示するものと  
する。

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ び いぜん せいぞう か こう また ゆにゅう せいかつだしどう ひょうじ  
前 文 (抄) (平成9年3月31日以前に製造され、加工され、又は輸入される生活物資等の内容等の表示につ  
いては、なお従前の例によることができる。

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ にちこくじだい ごう  
前 文 (抄) (平成13年3月16日告示第159号)

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ にち しきう  
前 文 (抄) (平成13年4月1日から施行する。

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ にちこくじだい ごう  
前 文 (抄) (平成15年4月22日告示第389号)

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ にち しきう  
前 文 (抄) (平成17年3月8日告示第144号)

まえ ぶん しきう へいせい ねん がつ にち しきう  
前 文 (抄) (令和元年6月18日告示第80号)

れいわがんねん がつ にち しきう  
令和元年7月1日から施行する。

ちょうりょううれいとうしょくひん かか  
**調理用冷凍食品に係る**  
こべつひょうじ げんじょう かだい  
**個別表示の現状と課題**

れいわ ねん がつ にち  
**令和7年11月6日**  
かながわけん  
**神奈川県**

# ちょうりようれいとうしょくひん こべつひょうじ かん げんじょう かだい 調理用冷凍食品の個別表示に関する現状と課題

# ～食品表示とは（イメージ）

しょくひん ひょうじれい  
<食品の表示例>

原材料配合割合：えび2%（仕込み時）

栄養成分表示		1個(200g)当たり
エネルギー	200kcal	炭水化物 24.6g
たんぱく質	5.6g	食塩相当量 1.8g
脂 質	8.8g	カルシウム 76mg

けんどうくじきせいじこう あかいろ ぶぶん  
県独自規制事項は赤色の部分のみ  
しょくひんひょうじ ほうれいじこう  
食品表示のほとんどは法令事項。

## ○品質事項 (食品表示法 旧 JAS法由来制度)

## 食品の品質に関する表示の適正化を図るために必要

ひょうじじこう げんざいりょうめい げんりょうげんさんち ないようりょう げんさん  
な表示事項：原材料名、原料原産地、内容量、原産  
ち せいぞうしゃしめいとう しょくひん こべつひょうじ  
地、製造者氏名等。食品ごとに個別表示ルールあり

## ○衛生事項（食品表示法旧食品衛生法由来制度）

# 国民の健康保護（食品安全）を図るためには な表示事項：食品添加物、賞味・消費期限、保存 方法、アレルゲン等。

## ○保健事項 (食品表示法旧健康増進法由来制度)

国民の健康保護（食品安全）を図るために必要な表示事項：食品添加物、賞味・消費期限、保存方法、アレルゲン等。

# けんどくじじこう けんしょうひせいかつじょうれい だいじょう 県独自事項 (県消費生活条例 第10条)

ほうれい きてい じこう けん しょうひしゃ しょうひん  
法令で規定のない事項について、県は、消費者が商品  
こうにゅう りょう あ ないようおよ しょうほうほう ようい  
を購入・利用するに当たり、内容及び使用方法を容易

かつ適正に識別することができる表示を定められる。

例：調理冷凍食品に関する原材料配合割合

# ちょうりようれいとうしょくひん こべつひょうじ かん げんじょう かだい 調理用冷凍食品の個別表示に関する現状と課題

## しょくひんひょうじ しょくひんひょうじ ふくざつ さんこうれい ～食品表示とは（食品表示の複雑さ～参考例）

### さんこう りゅうつうけいたい ひょうじ ちが げんざいりょうめい (参考) 流通形態による表示の違い (原材料名)

れいわ ねん どしょくひんひょうじこんだんかいだい かいしりょう ぱっすい  
令和5年度食品表示懇談会第2回資料2から抜粋

○同じ原材料を用いた製品であっても、保存温度、流通形態によって「原材料名」の表示方法が異なる。

れい 例: ぎょうざ

れいとう ばあい ちょうりいとうしょくひん がいとう  
冷凍の場合「調理冷凍食品」に該当し、  
こべつ したが ひょうじ  
個別ルールに従い表示



ばあい るい がいとう  
チルドの場合「チルドぎょうざ類」に該当し、  
こべつ したが ひょうじ  
個別ルールに従い表示

めいしょ 名 称	れいとう 冷凍ぎょうざ
げんざいりょうめい 原 材 料 名	やさい なが しょうが ぶたにく ちょうせい 野菜(キャベツ、長ネギ、ニラ、生姜、にんにく)、豚肉、調整ラー ド、豚背油、食塩、つなぎ(小麦粉、粉末麦芽、小麦たん白)、ガラ スープ、醤油、焼酎、オイスターソース、豚エキス、水あめ、砂糖、 ゼラチン、胡椒、皮(小麦粉、澱粉、植物油脂、食塩) /.....
げんりょうげんさんちめい 原 料 原 産 地 名	こくないせいぞう こむぎこ 国内製造(小麦粉)

めいしょ 名 称	チルドぎょうざ
げんざいりょうめい 原 材 料 名	やさい なが しょうが かわ こむぎこ じょくぶつ 野菜(キャベツ、長ネギ、ニラ、生姜、にんにく)、皮(小麦粉、澱粉、植物 油脂、食塩)、豚肉、調整ラード、豚背油、食塩、つなぎ(小麦粉、粉末 麦芽、小麦たん白)、ガラスープ、醤油、焼酎、オイスターソース、豚エキ ス、水あめ、砂糖、ゼラチン、胡椒/.....
げんりょうげんさんちめい 原 料 原 产地名	こくないせいぞう こむぎこ 国内製造(小麦粉)

じょうきいがい じょうぞう じょうおん  
上記以外(冷蔵・常温など)は、個別ルール  
おうだん ひょうじ  
がないため横断ルールにより表示

かわいがい げんざいりょう 「皮以外の原材料」と「皮」の重 ひかく じゅうりょうじゅん ひょうじ を比較し、重量順に表示
---

めいしょ 名 称	そうさい 惣菜
げんざいりょうめい 原 材 料 名	こむぎこ ぶたにく ちょうせい でんぶん ぶたせあぶら なが じょくぶつ 小麦粉、豚肉、キャベツ、調整ラード、澱粉、豚背油、长ネギ、ニラ、植物 油脂、生姜、にんにく、食塩、ミックス粉(小麦粉、粉末麦芽、小麦たん白)、 ガラスープ、醤油、焼酎、オイスターソース、豚エキス、水あめ、砂糖、ゼ ラチン、胡椒 /.....
げんりょうげんさんちめい 原 料 原 产地名	こくないせいぞう こむぎこ 国内製造(小麦粉)

① 食肉、②魚肉、③野菜、④つなぎ、 ⑤皮、⑥その他のものの重量を ひかく じゅうりょうじゅん ひょうじ 比較し、重量順に表示
--

ひんもくおうだん じゅうりょうじゅん ひょうじ ひょうじ  
品目横断ルールにより、重量順に表示(まとめ表示も可)

# ちょうりようれいとうしょくひん こべつひょうじ かんするげんじょう かだい 調理用冷凍食品の個別表示に関する現状と課題

## しょくひんひょうじ くに みなお とう ～食品表示とは（国によるこれまでの見直し等）

れきしてきけいい しょくひんひょうじ こべつしょくひん きせい はじ  
○歴史的経緯：食品表示は個別食品ごとの規制から始まる

へいせい ねん きゅうジヤスほうかいせい  
○平成12年 旧JAS法改正

おうだんてき おうだんてき ぎ む ひょうじ とういつてきしょくひんひょうじ せいてい  
横断的ルール（横断的義務表示）=統一的食品表示ルール制定

こべつひょうじ みせいり おうだんてき さくてい  
※個別表示ルール未整理のまま横断的ルールを策定

れいがいきてい おお ひんもく のこ ひょうじ ふくざつか  
例外規定が多くの品目で残り、表示がさらに複雑化

へいせい ねん しょくひんひょうじほう せいてい  
○平成27年 食品表示法の制定

しょくひんひょうじかんけい ほう しょくひんひょうじぶぶん しょくひんひょうじほう とうごう  
食品表示関係3法の食品表示部分を食品表示法に統合

こべつひょうじ せいり きかいてき とうごう かだいのこ  
※個別表示ルールを整理せず機械的に統合、課題残る

れいわ くに しょくひんひょうじみなお うご はじ  
○令和5年 国で食品表示見直しの動き始まる

けいざいせいいうんえい かいから きほんほうしん ほねぶと ほうしん  
経済財政運営と改革の基本方針(R5.6) = 「骨太の方針」

しょくひんひょうじきじゅん こくさいきじゅん せいごうか すいしん めいき  
「食品表示基準の国際基準への整合化を推進する」と明記

# ちょうりようれいとうしょくひん こべつひょうじ かん げんじょう かだい 調理用冷凍食品の個別表示に関する現状と課題

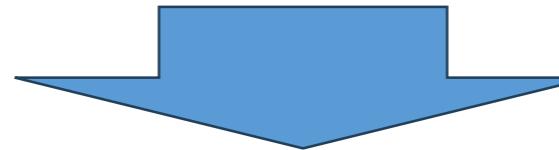
くに どうこう みなお きほんほうしんおよ ちょうりれいとうしょくひん みなお  
～**国の動向**（見直し基本方針及び調理冷凍食品の見直し）

## 【見直しに当たっての国の基本方針】

しょくひんきょうきゅう かしんてん ふ ごうりてき わ  
食品供給のグローバル化進展を踏まえ、合理的かつシンプルで分か  
りやすい食品表示制度の在り方について、国際基準との整合性も踏ま  
えながら、順次議論。

## 【食品表示の具体的見直しの方針】

こべつひょうじ おうだんてき きじゅん あ ほうこう みなお  
個別表示ルールを、横断的な基準に合わせる方向で見直し



## ○調理冷凍食品の個別表示ルールの検討。

「調理冷凍食品」に係る個別表示ルールを全て廃止することに。

※法令規制食品における原材料配合割合表示も廃止対象。

令和7年3月28日付けで食品表示基準は改正済み（調理冷凍食品関係規定の施行は令和8年4月1日）

ちょうりようれいとうしょくひん こべつひょうじ かん げんじょう かだい  
調理用冷凍食品の個別表示に関する現状と課題  
かながわけん げんじょう  
～神奈川県の現状

かながわけんしょうひせいかつじょうれいだい じょう きてい じぎょうしゃ じゅんしゅ ひょうじきじゅん しょうわ ねん がつ にちこくじだい ごう  
神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和56年1月23日告示第53号）

商品	表示事項	表示の方法
ちょうりれいとうしょくひん せいぞう また かこう 調理冷凍食品（製造し、又は加工 しょくひん きゅうそく とうけつ した食品を急速に凍結したもの で、包装されたものに限る。 <u>ただし</u> <u>しょくひんひょうじきじゅん へいせい ねん</u> <u>し食品表示基準（平成27年</u> <u>ないかくふれいだい ごう べっぴょうだい きてい</u> <u>内閣府令第10号）別表第3に規定</u> <u>ちょうりれいとうしょくひん のぞ</u> <u>する調理冷凍食品を除く）</u>	げんざいりょうはいごうわりあい しょuhinmei 原材料配合割合（商品名に げんざいりょう いちぶ めいしよう ふ 原材料の一部の名称が付さ れたものに限る。）	げんざいりょうはいごうわりあい めいしよう ふ とうがい 原材料配合割合は、名称が付された当該 げんざいりょう しこじ ひょうじゅんはいごうわりあい 原材料の仕込み時の標準配合割合をパーセ ントの単位で単位名を明記して表示するこ と。ただし、標準配合割合を表示すること が困難なものにあっては、その表示を省略 することができる。

○神奈川県消費生活条例第10条

ちじ しょうひしゃ しょうひんとう こうにゅう また りょう あ ないようおよ しょuhohou ようい てきせい しきべつ  
知事は、消費者が商品等を購入し、又は利用するに当たり、その内容及び使用方法を容易かつ適正に識別することができる  
ようにするため必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、商品等ごとに、その内容等の表示について事業者  
じゅんしゅ きじゅん さだ  
が遵守すべき基準を定めることができる。

○今回の国の食品表示基準の改正の影響

くに しょくひんひょうじきじゅん かいせい えいきょう  
国の食品表示基準の改正により、調理冷凍食品についての個別ルールが全面廃止され、食品表示基準別表第3の調理冷凍  
しょくひん きてい ぜんめんさくじょ  
食品の規定が全面削除されたため、告示を見直す必要性が生じた。

# ちょうりれいとうしょくひん こべつひょうじきていみなお かか るんてん 調理冷凍食品の個別表示規定見直しに係る論点

## かながわけんしょうひせいかつしんぎかい ぎろん ～神奈川県消費生活審議会における議論（まとめ）

### ○論点1 「原材料配合割合表示」の必要性について

- けん せいで のこ ばあい りゅうつう とう けねん  
・県のみ制度が残った場合の流通リスク等の懸念がある

どうしゅし きせい おこな とどうふけん はいし ほうこう  
※同趣旨の規制を行っている都道府県も廃止の方向

くに せいでみなお とう ふ はいし だとう  
☞国の制度見直し等を踏まえ廃止することが妥当

### ○論点2 「消費者への情報提供」のあり方について

- じょうほうていきょうしゅだん げんこうせいで いぎ  
・情報提供手段として現行制度は意義がある。

しょうひしゃ じぎょうしゃ じょうほうていきょう せいで うむ かか ひつよう  
☞消費者への事業者からの情報提供は制度の有無に問わらず必要

せいで はいし じぎょうしゃ じょうほうていきょう こんご けい  
※制度を廃止するのであれば、事業者からの情報提供が今後も継

ぞく かだい  
続されるかが課題

### ○答申については前回審議会で会長一任となつた

しんぎかい ぎろん ふ かいちょう  
審議会での議論を踏まえ、会長から

ろんてん かだい じぎょうしゃ かくにん じむきょく しじ  
論点2の課題について事業者に確認するよう事務局に指示いただく。

# ちょうりれいとうしょくひん ひょうじきていみなお かか ろんてん 調理冷凍食品の表示規定見直しに係る論点2

## しょうひしゃ じょうほうていきょう ついかちょうさ 「消費者への情報提供」について（追加調査）

せいどみなお ご じぎょうしゃ じょうほうていきょう ついかちょうさ じっし  
制度見直し後の事業者による情報提供について追加調査を実施

### 1 国の今回の食品表示見直しにおける情報提供の方向性

こくさいてき ぎろん わ くに のうどうてき たいおう  
国際的な議論に我が国としても能動的に対応していくとともに、

しょうひしゃ じょうほうかいじ じゅうじつ かんてん ようきほうそうじょう ひょうじ いちぶ  
消費者への情報開示を充実する観点から、容器包装上の表示の一部

だいたい しゅだん じょうほうていきょう おこな ばあい  
を代替する手段として、デジタルツールにより情報提供を行う場合

ぎろん すす  
の議論を進めていく。

# ちょうりれいとうしょくひん ひょうじきていみなお かか ろんてん 調理冷凍食品の表示規定見直しに係る論点2

## しょうひしゃ じょうほうていきょう つい かちょうさ 「消費者への情報提供」について（追加調査）

いっしゃ にほんれいとうしょくひんきょうかい ついか れいわ ねん がつ にちじっし  
2 (一社) 日本冷凍食品協会からの追加ヒアリング（令和7年9月30日実施）

### にほんれいとうしょくひんきょうかい ないよう 【日本冷凍食品協会からのヒアリング内容】

- ・配合割合の具体的問い合わせはほぼない。 パッケージ写真との違いの問い合わせがほとんどである。
- ・消費者への情報提供の重要性は事業者としても認識している。
- ・消費者の知りたい情報は、表示規制の有無に問わらずHP等を活用し取組む。
- ・国の個別表示ルール廃止を前提に年度内を目途に消費者に対する情報提供について、協会としてガイドライン（仮称）を策定し、食品表示基準改正後も積極的に情報提供に取組む。

### 【ヒアリング結果の評価】

せいど はいし じぎょうしゃ じょうほうていきょう こんご けいぞく みこ  
➡制度を廃止したとしても事業者による情報提供は今後も継続が見込まれる。

# まとめ～県審議会における議論の再整理

## ○論点1 「原材料配合割合表示」の必要性について

- ・ 国は合理的でシンプルかつ分かりやすい国際整合性のある食品表示制度むしょくひんひょうじせいで、おおはばみなおすすむに向け食品表示制度の大幅な見直しを進めている。
- ・ 周辺地方公共団体も国の制度廃止に合わせて同様の規定を廃止する方向。
- ・ 県のみが独自ルールを維持することは、流通上の課題もあり、消費者、事業者に混乱を生むことが懸念されることから制度の廃止が妥当。

## ○論点2 「消費者への情報提供」のあり方について

- ・ 原材料配合割合表示義務は、優良誤認等を防ぎ消費者が製品価値を正しく判断するための情報提供手段として、今なお意義を有する。
- ・ 原材料配合割合を知りたい消費者への配慮は、表示義務に関わらず必要。
- ・ 情報提供という点では、国も食品表示制度見直しと並行して、デジタルツールを活用した情報提供について検討を進めている。
- ・ 調理冷凍食品事業者は、国の個別表示ルールが廃止されたとしても、消費者が必要とする情報の提供拡大に主導的に取組むとのこと。
- ・ 制度が廃止されたとしても、事業者による情報提供は継続が見込まれる。